

(案1)

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成 23 年 3 月 23 日

沖縄県知事 仲井眞 弘多

1 業務の概要

- (1) 業務名 伊良部大橋第 7 期環境事後調査業務委託（その 2）  
(2) 業務内容 本業務は、沖縄県環境影響評価条例に基づき実施する環境事後調査であり、騒音、水質、陸域・海域生態系等の調査を実施し、工事中の環境監視を行うとともに、事後調査報告書(案)を作成するものである。  
(3) 履行期限 契約締結日の翌日から平成 24 年 3 月 31 日まで

2 参加資格、選定基準及び特定評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

- ①沖縄県の平成 23・24 年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し登録を行った者で環境関係コンサルタント業務に登録を受けている者であること。  
(参加表明書の提出時には平成 23・24 年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加申請を行っていること。また、契約時に「入札参加適合通知書」が交付されたもの)  
②地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。  
③公示日以後に沖縄県土木建築部工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けている期間でないこと。  
④提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。  
⑤伊良部大橋第 7 期環境事後調査業務委託に係る「競争参加者の資格に関する公示」に基づく、設計共同体（2 社共同体）である者。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

- ①参加表明者の同種又は類似の業務の実績  
②配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況  
③その他の詳細は説明書による

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

- ①技術職員の経験及び能力  
配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容等  
②業務実施方針及び手法  
説明書の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性  
③ヒアリング（専門技術力の確認、業務への取り組み意欲、質問に対する応答性）  
④その他の詳細は説明書による

3 手続き等

(1) 担当部局

〒906-0015 沖縄県宮古島市平良字久貝 771-2

沖縄県宮古土木事務所伊良部大橋建設現場事務所（担当者：奥間）  
電話 0980-73-9111 FAX 0980-73-9141  
電子メール okumaakr@pref.okinawa.lg.jp

（2）説明書の交付期間、申し込み場所及び方法

- ①交付期間：平成 23 年 3 月 23 日から平成 23 年 4 月 4 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ②交付時間：午前 9 時から午後 5 時まで
- ③申し込み場所：上記（1）と同じ。
- ④申し込み方法：電送（FAX）で申し込むこと。なお、送信表には、1 対象業務名、2 公示日、3 「競争参加者の資格に関する公示」3(1)の「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」の交付の有無、4 依頼者（会社名、電話番号、FAX）、5 担当者名（部署、電話番号、FAX、電子メールアドレス）を明記すること。様式は任意とする。  
また、FAX 送信後は必ず着信確認を行うこと。
- ⑤交付の方法：担当者への電子メール送信の添付ファイルをもって交付する。なお、電子メール着信後は受け取りの旨を必ず返信すること。

（3）参加表明書の受領期限及び提出場所及び方法

- ①提出方法：1 部を持参又は郵送、若しくは 1 部を電送、電子メールによること。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）但し、「印」欄のある様式については、電送、電子メールの送信後 3 日以内に持参又は郵送により送付すること。  
なお、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。
    - ファイル形式は PDF ファイルとする。
    - 1 回のファイル総量は 3 メガバイト以内とすること。
  - ②受領期限：平成 23 年 4 月 4 日午後 5 時まで
  - ③提出場所：上記（1）と同じ。
- （4）技術提案書の受領期限及び提出場所及び方法
- ①提出方法：上記（3）①と同じ。
  - ②受領期限：技術提案書の提出者の選定通知の日から 10 日以内（提出期限は選定通知書に明記する。）
  - ③提出場所：上記（1）と同じ

4 その他

- （1）契約書作成の要否・・・否
- （2）関連情報を入手するための照会窓口・・・3（1）と同じ
- （3）詳細は説明書による。

## 競争参加者の資格に関する公示

伊良部大橋第7期環境事後調査業務委託に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成23年3月23日

沖縄県知事 仲井眞 弘多

### 1 業務の概要

- (1) 業務名 伊良部大橋第7期環境事後調査業務委託（その2）  
(2) 業務内容 本業務は、沖縄県環境影響評価条例に基づき実施する環境事後調査であり、騒音、水質、陸域・海域生態系等の調査を実施し、工事中の環境監視を行うとともに、事後調査報告書(案)を作成するものである。  
(3) 履行期限 契約締結日の翌日から平成24年3月31日まで

### 2 申請の時期

平成23年3月23日午前9時から平成23年4月4日午後5時まで（持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く期間中の毎日午前9時から午後5時まで）

### 3 申請の方法

#### (1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、「簡易公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示」（以下「開始公示」という。）3（1）の場所に3（2）④の申し込み方法において、平成23年3月23日から設計共同体としての資格を得ようとするものに3（2）⑥の方法により交付する。

#### (2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に伊良部大橋第7期環境事後調査業務委託（その2）設計共同体協定書の写しを添付し、開始公示3（1）の場所に、3（3）①の方法により提出すること。なお、設計共同体協定書第8条に基づく協定書は、技術提案書提出時に写しを提出するものとし、原本は特定された後、契約時点で提出すること。

### 4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。

#### (1) 設計共同体構成員に共通して求める要件

- ア. 開始公示の2（1）①～④
- イ. 開始公示の2（1）①の当該業務に対応する業務  
登録業種を「調査（環境関係）」としている者。
- ウ. 申請時において、環境計量士を有する者であること。
- エ. 設計共同体の構成員間に資本関係又は人的関係がないこと。
- オ. 本業務の設計共同体の構成員は、本業務の他の設計共同体の構成員を兼ねることは出来ない。

#### (2) 業務形態

構成員の分担業務の内容が設計共同体協定書において明らかであること。

#### (3) 代表者に求める要件

- ア. 過去10年間に、環境影響評価法あるいは都道府県条例に基づく、環境要素に海域生物を含

む環境影響評価業務、または、環境事後調査業務を行った実績がある者。(但し、設計共同体等の場合は代表構成員である者)

イ. 過去 10 年間に、環境影響評価法あるいは都道府県条例に基づく、環境要素に海域生物を含む環境影響評価業務、または、環境事後調査業務を行った実績のある技術士（総合技術監理部門 建設- [建設環境]）または技術士（建設部門 [建設環境]）または RCCM ([建設環境]) の資格を有する者を主任技術者として配置できる者。

ウ. 構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 代表者以外の構成員に求める要件

ア. 道路事業に係る環境影響評価業務、または、環境調査業務を行った実績がある者。

イ. 本県に本店がある者。

(5) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、申請書と同時に配布する「伊良部大橋第 7 期環境事後調査業務委託（その 2）設計共同体」によるものであること。

5 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

6 資格の有効期間

5 の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

7 その他

(1) 設計共同体の名称は、「伊良部大橋第 7 期環境事後調査業務委託（その 2）設計共同体」とする。

(2) 当該業務に係る特定手続きに参加するためには、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ当該業務の開始公示に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。